

疑義照会（回答）票

照会日 平成22年1月27日
照会部署名 吹田年金事務所厚年適用調査課
照会担当者（役職名）適用調査課長 竹内 伸
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認	確認済
-------------	-----

（案件）

(受付番号) No.2010-100	報酬について
-----------------------	--------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

（内容）

「報酬について」

被保険者が就業規則に定めている振替休日を取得していないことが判明し、遡って3年分を金銭により清算することとなった。労働基準監督署に確認したところ、労働の対価として報酬とするとの見解を得た。清算し支給された報酬について、賞与として取り扱うのか、また標準報酬月額に含めて取り扱うのか、具体的な取り扱いについて教示願います。

なお、本件は疑義申請に先立ち近畿ブロック本部適用調査支援Gに電話問い合わせしており、その際に疑義照会であげる事を担当より提示されたものです。

(回答)

ご照会の事例のように遡って支給された報酬については、原則として、各月それぞれの支給額を確認の上で標準報酬月額に含め、算定基礎届等の訂正を行うことが必要になる。

回 答 日 成 2 2 年 2 月 8 日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連 絡 先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上